

様式第1(第2条関係)

第1表

社 内 取 引 明 細 表

年 月 日から

年 月 日まで

1 社内取引収益及び費用明細表

(単位 百万円)

費 用 の 部		収 益 の 部	
項 目	金 額	項 目	金 額
託送収益等取引費用 アンシラリーサービス取引費用 振替損失調整額取引費用 消耗品費用(社内取引に係るものに限る。) 最終保障供給対応取引費用(基準託送供給料金に相当する額を除く。) 合 計		基準託送供給料金相当額等取引収益 電気事業雑収益相当額取引収益 合 計	

(記載注意)

必要に応じ、費用及び収益の算定根拠その他送配電部門の収支の状態を正確に判断するために必要な事項を脚注として記載すること。

2 項目別明細表

(1) 基準託送供給料金相当額等取引収益

(単位 百万円)

種類及び名称	金 額
標準接続送電サービス料金相当額取引収益	
時間帯別接続送電サービス料金相当額取引収益	
臨時接続送電サービス料金相当額取引収益	
予備送電サービス料金相当額取引収益	
夜間最大電力発生時の割引相当額取引収益	△
発電側託送料金相当額取引収益	
潮流改善割引相当額取引収益	△
インバランス対応相当額取引収益	
インバランスの供給相当額取引収益	
合 計	

(記載注意)

必要に応じ、収益の算定根拠を脚注として記載すること。

(2) 電気事業雑収益相当額取引収益

(単位 百万円)

種類及び名称	金 額
接続検討料相当額取引収益	

契約超過金等相当額取引収益	
合 計	

(記載注意)

- 1 接続検討料相当額取引収益は、接続検討料に、事業者における送配電外部門から当年度中に接続検討依頼を受けた件数を乗じて算定すること。
- 2 必要に応じ、収益の算定根拠を脚注として記載すること。

(3) 託送収益等取引費用 (単位 百万円)

種類及び名称	金 額
インバランス対応相当額取引費用	
インバランスの買取相当額取引費用	
合 計	

(記載注意)

必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(4) アンシラリーサービス取引費用 (単位 百万円)

種類及び名称	金 額
アンシラリーサービス取引費用	

(記載注意)

必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(5) 振替損失調整額取引費用 (単位 百万円)

種類及び名称	金 額
振替損失調整額取引費用	

(記載注意)

必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(6) 消耗品費用 (単位 百万円)

種類及び名称	金 額
消耗品費用(社内取引に係るものに限る。)	

(記載注意)

必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(7) 最終保障供給対応取引費用 (単位 百万円)

種類及び名称	金 額
最終保障供給対応取引費用(基準託送供給料金に相当する額を除く。)	

(記載注意)

必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

設備別費用明細表

年月日から
年月日まで

(単位 百万円)

	水力発電費	火力発電費	新エネルギー等 発電等費	送電費	変電費	配電費	販売費	一般管理費	その他の費用	合計
役員給与										
給料手当振替額(貸方)										
退職給与金										
厚生費										
委託検針費										
委託集金費										
雑給										
燃料費										
廃棄物処理費										
消耗品費										
修繕費										
水利使用料										
補償費										
賃借料										
託送料										
事業者間精算費										
委託費										
損害保険料										
普及開発関係費										
養成費										
研究費										
諸費										
貸倒損										
固定資産税										
雑税										
減価償却費										
固定資産除却費										
共有設備費等分担額										
共有設備費等分担額(貸方)										
地帯間購入電源費										
地帯間購入送電費										
他社購入電源費										
他社購入送電費										
非化石証書購入費										
建設分担関連費振替額(貸方)										
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)										
接続供給託送料										
賠償負担金相当金										
廃炉円滑化負担金相当金										
廃炉等負担金										
電源開発促進税										
事業税										
開発費										
開発費償却										
電力費振替勘定(貸方)										
社内取引費用										
合計										

(記載注意)

必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

第3表

送配電部門収支計算書

年 月 日から

年 月 日まで

(単位 百万円)

費用の部		収益の部	
項目	金額	項目	金額
営業費用		営業収益	
水力発電費		電灯料	
火力発電費		電力料	
新エネルギー等発電等費		地帯間販売電源料	
地帯間購入電源費		(インバランス対応取引収益)	
(インバランス対応取引費用)		(インバランスネッティング	
(インバランスネッティング		収益)	
費用)		(広域運用調整電力量に係る	
(広域運用調整電力量に係る		収益)	
費用)		地帯間販売送電料	
地帯間購入送電費		他社販売電源料	
他社購入電源費		(インバランス対応取引収益)	
(インバランス対応取引費用)		(追加供給電力量に係る収益)	
(インバランスの買取りに係		(追加供給力に係る収益)	
る費用)		託送収益	
(追加供給電力量に係る費用)		接続供給託送収益	
(追加供給力に係る費用)		(需要側託送供給料金の回収	
他社購入送電費		に係る収益)	
非化石証書購入費		(発電側託送供給料金の回収	
送電費		に係る収益)	
変電費		(インバランスの供給に係る	
配電費		収益)	
販売費		(インバランス調整に係る収	
一般管理費		益)	
接続供給託送料		その他託送収益	
賠償負担金相当金		事業者間精算収益	
廃炉円滑化負担金相当金		電気事業雑収益	
廃炉等負担金		遅収加算料金	
電源開発促進税		社内取引収益	
事業税		(インバランス対応相当額取	
開発費		引収益)	
開発費償却		(インバランスの供給相当額	
電力費振替勘定(貸方)		に係る収益)	
社内取引費用			
(インバランス対応相当額取			
引費用)			
(インバランスの買取相当額			
取引費用)			
営業利益(又は営業損失)			

営業外費用 財務費用 (株式交付費) (株式交付費償却) (社債発行費) (社債発行費償却) 事業外費用 特別損失 (インバランス調整に係る費用) 税引前送配電部門当期純利益(又は税引前送配電部門当期純損失) 法人税等 送配電部門当期純利益(又は送配電部門当期純損失)	営業外収益 財務収益 (預金利息) 事業外収益 特別利益 (インバランス調整に係る収益)
---	---

(記載注意)

次に掲げる事項について、脚注として記載すること。

- 1 送配電部門収支計算書の作成に関する会計方針(重要なものに限り、その採用が原則とされているものを除く。)
- 2 会計方針の変更をしたときは、その旨及びその変更による増減額(ただし、変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又はその増減額の記載を要しない。)
- 3 必要に応じ、費用及び収益の算定根拠その他送配電部門の収支の状態を正確に判断するために必要な事項

リース資産												
資産除去債務 相当資産												
無形固定資産												
業務設備												
土地												
建物												
構築物												
機械装置												
備品												
リース資産												
資産除去債務 相当資産												
無形固定資産												
建設仮勘定												
水力発電設備												
火力発電設備												
新エネルギー等発 電等設備												
送電設備												
変電設備												
配電設備												
業務設備												
合 計												

(記載注意)

- 1 次に掲げる事項について、脚注として記載すること。
 - (1) 固定資産明細表の作成に関する会計方針(重要なものに限り、その採用が原則とされているものを除く。)
 - (2) 会計方針の変更をしたときは、その旨及びその変更による増減額(ただし、変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又はその増減額の記載を要しない。)
 - (3) 償却年数又は残存簿価の変更(軽微なものを除く。)をしたときは、その旨
 - (4) 送電設備及び変電設備に係る期中帳簿原価増減額のうち主たるものについては、主要件名別帳簿原価期中増減明細として期中増加額及び期中減少額
- 2 必要に応じ、資産の状態を正確に判断するために必要な事項を記載すること。

第5表

離島供給収支計算書

年 月 日から

年 月 日まで

(単位 百万円)

費用の部		収益の部	
項目	金額	項目	金額
営業費用		営業収益	
水力発電費		電灯料(離島供給に係る収益に限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。)	
火力発電費		(燃料費調整分)	
新エネルギー等発電等費		電力料(離島供給に係る収益に限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。)	
他社購入電源費		(燃料費調整分)	
非化石証書購入費		他社販売電源料	
販売費		託送収益	
		接続供給託送収益	
		(離島ユニバーサルサービス費)	
		(燃料費調整分)	
		電気事業雑収益	
		遅収加算料金	
		社内取引収益	
		(離島ユニバーサルサービス費相当額)	
		(燃料費調整分相当額)	
営業利益(又は営業損失)			
営業外費用		営業外収益	
財務費用		財務収益	
(株式交付費)		(預金利息)	
(株式交付費償却)			
(社債発行費)		事業外収益	
(社債発行費償却)		特別利益	
事業外費用			
特別損失			
税引前離島部門当期純利益(又は税引前離島部門当期純損失)			
法人税等			
離島部門当期純利益(又は離島部門当期純損失)			

(記載注意)

1 次に掲げる事項について、脚注として記載すること。

(1) 離島供給収支計算書の作成に関する会計方針(重要なもの限り、その採用

が原則とされているものを除く。)

- (2) 会計方針の変更をしたときは、その旨及びその変更による増減額(ただし、変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又はその増減額の記載を要しない。)
 - (3) 必要に応じ、費用及び収益の算定根拠その他送配電部門の収支の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2 法人税等については、税引前離島部門当期純利益に法定実効税率を乗じて得た額を計上する。
 - 3 該当すべき事項がないときは、表の作成又は記載を省略することができる。

第6表

インバランス等収支計算書

年 月 日から

年 月 日まで

(単位 百万円)

費用の部		収益の部	
項目	金額	項目	金額
営業費用		営業収益	
地帯間購入電源費 (インバランス対応取引費用) (インバランスネッティング費用) (広域運用調整電力量に係る費用)		地帯間販売電源料 (インバランス対応取引収益) (インバランスネッティング収益) (広域運用調整電力量に係る収益)	
他社購入電源費 (インバランス対応取引費用) (インバランスの買取りに係る費用) (追加供給電力量に係る費用) (追加供給力に係る費用)		他社販売電源料 (インバランス対応取引収益) (追加供給電力量に係る収益) (追加供給力に係る収益)	
社内取引費用 (インバランス対応相当額取引費用) (インバランスの買取相当額取引費用)		託送収益 接続供給託送収益 (インバランスの供給に係る収益) (インバランスリスク料に係る収益) (インバランス調整に係る収益)	
特別損失 (インバランス調整に係る費用)		社内取引収益 (インバランス対応相当額取引収益) (インバランスの供給相当額取引収益) (インバランスリスク料相当額取引収益)	
インバランス等取引利益(インバランス等取引損失)		特別利益 (インバランス調整に係る収益)	

(記載注意)

- 次に掲げる事項について、脚注として記載すること。
 - インバランス等収支計算書の作成に関する会計方針(重要なものに限り、その採用が原則とされているものを除く。)
 - 会計方針の変更をしたときは、その旨及びその変更による増減額(ただし、変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又はその増減額の記載を要しな

い。)

- (3) 必要に応じ、費用及び収益の算定根拠その他送配電部門の収支の状態を正確に判断するために必要な事項
 - (4) インバランスの供給に係る電力量(kWh)及びインバランスの買取りに係る電力量(kWh)
 - (5) インバランスに係る債権の貸倒損及び貸倒損引当から貸倒損引当戻入を控除した額
2. インバランスリスク料に係る収益は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則(平成24年経済産業省令第46号)第13条の3の3第2号に掲げる額を記載すること。